

6（Gno.16）紛争解決の手続法的課題（比較民事訴訟法研究会）

代表：二羽 和彦

1989 年度開始

【研究の目的】

現代社会において生ずる紛争はますます多様化の傾向にあり、一方で訴訟制度がどのような紛争を取り込んで処理すべきかの限界が問われるとともに、他方では新しいタイプの紛争の処理のために訴訟手続の方でどのような道具立てを用意すべきかが問われている。また、伝統的なタイプの紛争についても、わが国の実情に即した効率的な訴訟制度にするための改善の方策が追求されなければならない。訴訟の代替的紛争処理方式も含めて、わが国の理論・実務の前進に寄与するために、広く比較訴訟法的基礎研究を試みるのが、本研究会の目的である。